

平成29年8月21日

美作市長 萩原誠司様

美作市情報公開・個人情報保護審査会
会長 豊久朔代

美作市情報公開条例（平成17年美作市条例第10号）第12条第1項に基づ
く諮問について（答申）

平成29年1月31日付美作管財第435号に係る下記の諮問について、別紙の
とおり答申いたします。

記

平成28年度情報公開諮問第3号

こぶしの里後山の事件について、市が提出したと説明した被害届3通の写しと、
被害額の算定根拠が分かる書類一式の公開請求に対し、非公開とした決定（美作
管財第381号）に対する、本件審査請求人（以下「審査請求人」という。）がし
た審査請求についての諮問

(別紙)

第1 当審査会の結論

美作市長（以下「実施機関」という。）が行った、本件公文書非公開決定は妥当である。

第2 審査請求及び審査の経緯

1 審査請求人からの公開請求

審査請求人は、平成28年12月1日、実施機関に対し、美作市情報公開条例（平成17年美作市条例第10号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、こぶしの里後山の事件について、市が提出したと説明した被害届3通の写しと、被害額の算定根拠が分かる書類一式について、公文書公開請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、上記1の公開請求に対し、平成28年12月7日付美作管財第381号により公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年12月13日、本件決定を不服として実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年1月31日付美作管財第435号、条例第12条第1項の規定により、美作市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、全部公開することを求めるものである。

2 審査請求の理由及び主張

審査請求人の審査請求の理由及び主張は、要約すると、非開示理由として挙げられた理由全てに過誤を認めること及び被害額算定根拠が分かる書類については、美作市公有財産規則第11条に定めている公有財産災害報告書(様式3)を見れば明らかなことを主な理由としている。

第4 実施機関の主張

実施機関が理由説明書で述べている説明は要約すると次のとおりである。

被害届については、警察所管の文書であり、また、写しについては交付を求めたが、交付できない旨の回答を受けたため、保有していない。被害額は、警察と口頭協議したものであり、当該算定根拠が分かる書類一式を保有していない。

第5 当審査会の判断

被害届の写しや被害額の算定根拠がわかる資料一式を保有していないとの実施機関の主張について、当審査会が、担当関係職員へ質疑・聴取を行ったところ、被害届作成時、担当関係職員が警察官に対して写しの交付を求めたものの交付できないとの回答を受けたため被害届の写しを保有していないこと、被害額の算定にあたっては警察官と口頭にて協議した際に算定された金額であり実施機関はその根拠となる資料は保有していないとのこと、また、公有財産災害報告書(様式3)については、対応記録票(美作管財第380号において部分公開済み。)で対応したとのことであった。

このことから、本件対象公文書を実施機関が保有していないとする実施機関の主張は首肯することができ、実施機関が本件対象公文書を保有しているとは認められない。

以上より、「第1 当審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処理内容
平成29年 1月31日	諮問書の收受
平成29年 1月31日	弁明書の收受
平成29年 3月 8日	反論書の收受
平成29年 3月24日	審議
平成29年 7月 7日	審議